

## 第1回産業経済常任委員会

令和6年3月13日（水）午前9時30分

下呂市役所下呂庁舎 3-1会議室

1. 委員長挨拶

2. 市長挨拶

3. 議長挨拶

4. 付託案件

(1) 議第24号 市道の路線変更について

(2) 議第32号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

(3) 議第33号 下呂市道路占用料条例の一部を改正する条例について

(4) 議第34号 下呂市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について

(5) 議第35号 下呂市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

(6) 議第38号 令和6年度下呂市水道事業会計への繰出について

(7) 議第39号 令和6年度下呂市下水道事業会計への繰出について

---

### 出席委員（7名）

委員長 田中喜登

副委員長 田口琢弥

委員 中島ゆき子

委員 今井政良

委員 伊藤厳悟

委員 一木良一

委員 吾郷孝枝

---

### 欠席委員（なし）

---

### 委員外議員

議員 鷺見昌己

議員 飯塚英夫

議員 森哲士

議員 尾里集務

議員 中島新吾

---

### 説明のため出席した者の職・氏名

市長 山内登

副市長 田口広宣

まちづくり推進部長 田谷諭志

財務課長 小澤和博

総務部長 今瀬成行

観光商工部長 河合正博

観光課長 今井寛司

観光施設長 熊崎一彦

建設部長	大前 栄 樹	建設総務課長	奥 田 達 彦
農林部長	都 竹 卓	農林部理事	小木曾 謙 治
林務課長	青 木 秀 史	金山病院事務局長	池 戸 美 紀
上下水道部長	今 村 正 直	水道課長	熊 崎 龍 毅
下水道課長	谷田部 武 一	監査課長	今 井 健 人

---

---

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	今 井 満	議会総務課長	細 江 隆 義
議会総務課主任主査	柿ヶ野 明 広		

---

○委員長（田中喜登君）

お疲れさまです。

ただいまから産業経済常任委員会を開催いたします。

出席委員は7名で定足数に達しており、委員会は成立しております。

1番、3番、4番、13番議員より傍聴の申出がございましたので、これを許可いたします。

それでは、市長、御挨拶をお願いいたします。

○市長（山内 登君）

おはようございます。

本日も、付託案件7件ございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

また、今回、協議報告事項が結構盛りだくさんで準備させていただいておりますので、また御協議をよろしくをお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○委員長（田中喜登君）

ありがとうございました。

それでは続いて、議長、御挨拶をお願いいたします。

○議長（中島ゆき子君）

おはようございます。

昨日の総務教育民生常任委員会に引き続きましての常任委員会、よろしくをお願いいたします。

先ほど委員長のほうからお話がありましたように、ライブカメラの関係で全部カーテンを閉めておりまして、外の景色が見えませんが、審議に集中できるかと思っておりますのでどうぞよろしくをお願いいたします。以上です。

○委員長（田中喜登君）

ありがとうございました。

今ほど6番議員より傍聴の申出がございましたので、これを許可いたします。

それでは、ただいまから付託案件の審査に入りますが、委員の皆さんの質問は簡潔明瞭にまとめていただき、再質問は2回をめぐといたします。ただし、委員長が認めたときはこの限りではありません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

また、答弁についても簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、当委員会の採決は全ての付託案件審査終了後、議案ごとに行います。

議事録作成のため、必ずマイクのスイッチを入れ、赤いランプが点灯したのを確認後、役職と氏名を名のってからお願いいたします。

本日は、令和6年第2回下呂市議会定例会において、当委員会に審査を付託されました議第24号、議第32号から議第35号までの4議案、議第38号及び議第39号、合わせて7議案について審査

いたします。

委員及び執行部の皆さんは、円滑な進行となりますよう御協力をお願いいたします。

それでは、議第24号 市道の路線変更について、説明をお願いいたします。

#### ○建設総務課長（奥田達彦君）

議案書の41ページをお願いします。

議第24号 市道の路線変更について。

次のとおり市道の路線変更をすることについて、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めらる。

路線を変更する市道の路線名は中北1号線で、起点、下呂市萩原町花池字中北338番の2から、終点、下呂市萩原町花池字中北328番までを、これを新しく、起点、下呂市萩原町花池字中北338番2から、終点、下呂市萩原町上村字竹之上74番3地先までと、終点を変更するものです。令和6年2月22日提出。

提案理由は、新たに整備された道路へ路線変更をするものです。

43ページを御覧ください。

路線変更の概要についてお示ししております。

路線名及び起終点につきましては、今ほど申し上げたとおりです。

路線延長は、変更前99.5メートルが変更後は120.1メートルとなります。

変更理由につきましては、行き止まりとなっている市道を新たに整備された道路へ路線変更し、住宅地へ通り抜けができる路線へと変更します。図の黒丸が起点で、矢印の先が終点となります。

説明は以上となります。御審査のほどよろしくをお願いいたします。

#### ○委員長（田中喜登君）

それでは、議第24号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、議第24号についての質疑を打ち切ります。

続いて、議第32号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、説明をお願いいたします。

#### ○観光商工部長（河合正博君）

議案書105ページでございますが、議第32号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてで、議会初日に私から4課を代表して提案説明をさせていただきましたが、私の説明の中で、市の条例改正の原因となった引用する地方自治法の条番号を、地方自治法第243条の2から第243条の6と述べさせていただきましたが、それは誤りでありまして、正しくは地方自治法第243条の2から第243条の2の6ということでございます。

あわせて、議案書108ページに誤りがありましたので、先日差し替えをさせていただきました。どうも申し訳ございませんでした。

○観光施設長（熊崎一彦君）

議案書、引き続き105ページでございます。

議第32号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、御審査をお願いするものです。

まず、提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い関係条例の一部を改正するものでございます。

議案書106ページから107ページに、関係する条例の記載がございます。

下呂市監査委員条例、下呂市下呂温泉合掌村条例及び、下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例並びに、下呂市国民健康保険病院事業の設置に関する条例があります。これら4条例を一括して改正するものでございます。

108ページを御覧ください。

条例要綱にて説明をさせていただきます。

改正理由につきましては、提案理由と同じでございます。

2. 概要、改正の概要につきまして、(1)職員の賠償責任に関する規定等で「地方自治法第243条の2の2」を引用しているこれら関係条例について、公金事務の私人への委託に関する制度の見直しにより、地方自治法第243条2から第243条の2の6が追加されたことに伴い条ずれしたため、引用条文を「地方自治法第243条の2の8」に改めるものです。第1条、第2条、第3条、第4条関係でございます。

(2)この条例は、令和6年4月1日から施行します。附則関係でございます。

以上、御審査をお願いいたします。

○委員長（田中喜登君）

それでは、議第32号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

以上で、議第32号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第33号 下呂市道路占用料条例の一部を改正する条例について、説明をお願いいたします。

○建設総務課長（奥田達彦君）

議案書の109ページをお願いします。

議第33号 下呂市道路占用料条例の一部を改正する条例について。

下呂市道路占用料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和6年2月22日提出。提案理由は、電線共同溝に係る占用料等の規定を追加するため、当該条例の一部を改正するものです。

詳細については、条例要綱で御説明いたします。

114ページをお願いいたします。

改正理由については、提案理由と同様でございます。

概要について、(1)電線共同溝に係る占用料の額、占用料の徴収方法について規定します。第2条、第3条関係となります。

(2)占用料の返還について規定します。第5条関係となります。

(3)電線共同溝に係る占用料の単位等について規定しています。別表関係となります。

(4)この条例は、令和6年4月1日から施行します。附則関係となります。

説明は以上となります。御審査のほどよろしく申し上げます。

**○委員長（田中喜登君）**

議第33号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第33号についての質疑を打ち切ります。

続いて、議第34号 下呂市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について、説明をお願いいたします。

**○水道課長（熊崎龍毅君）**

議案書の115ページをお願いします。

議第34号 下呂市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について。

下呂市水道事業給水条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和6年2月22日提出。

提案理由です。水道法の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

改正の概要について御説明いたしますので、議案書の118ページの条例要綱をお開きください。

1. 改正理由については、提案理由と同じですので省略します。

2. 概要です。(1)水道法の所管が厚生労働省から国土交通省に移管されるため、関係条文を改めるものです。第1条、第2条関係です。

(2)この条例は、令和6年4月1日から施行します。附則関係です。

説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

**○委員長（田中喜登君）**

それでは、議第34号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、議第34号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第35号 下呂市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、説明をお願いいたします。

**○下水道課長（谷田部武一君）**

議第35号について御説明いたします。

議案書119ページをお開きください。

議第35号 下呂市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和6年2月22日提出。

提案理由ですが、下水道事業会計の経営改善のため、不採算となっている小規模処理区を集合処理施設から個別処理施設へ事業転換することに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

120ページをお開きください。

萩原町尾崎にございます和田地区小規模集合排水処理施設の廃止に伴い、当該条例別表（第3条関係）中の和田処理区小規模集合排水処理施設の項を削除するものです。

次に121ページ、条例要綱です。

1. 改正理由ですが、提案理由と同じですので省略いたします。
2. 概要。(1)和田地区小規模集合排水処理施設を削除します。別表関係です。  
(2)この条例は、公布の日から施行します。附則関係です。

以上で説明を終わります。御審査のほどよろしく申し上げます。

**○委員長（田中喜登君）**

それでは、議第35号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

**○委員長（田中喜登君）**

すみません。和田地区は終わったということで聞いておるんですけど、それ以外の計画してある地域もあると思うんですけど、その辺の経過といいますか、住民への説明とか、その辺の経過についてちょっとお聞きしたいんですが。

**○下水道課長（谷田部武一君）**

現在の合併処理転換事業の進捗状況でございますが、12月の産業経済常任委員会でも少しお話しさせていただきましたが、地元説明会を実施しておりまして、8つの対象処理区のうち1つが和田処理区で完了しました。残り7つにつきましては、地元説明会と役員会を含めて6か所行っております。残りの1か所は令和6年度中に実施する予定で、また追加説明があれば、また御要望に応じて対応していきたいと考えております。以上です。

**○委員長（田中喜登君）**

住民の皆様の反応といいますか、その反応といいますか、皆様方は納得して、すんなり受けていただけるような話になってくるのかどうか、その辺りはいかがでしょうか。

**○上下水道部長（今村正直君）**

今、1地区はちょっとまだ説明会を行っておりませんが、ほぼ対象地区は行っておりますが、なかなか制度には理解をしていただいておりますが、要は、下水道から切り離されるとい

うイメージが強いのか、なかなかすんなりとはしていない、説明会でもかなりいろんな御意見が出ておるといような状況でございます。以上です。

○委員長（田中喜登君）

ほかによろしいですか。

○委員（伊藤巖悟君）

この件ですけれども、再々協議は尽くされてきました。しかし、やはり初めてのことなので、随分いろんな意味での問題点は提起されておるなあと、私はそう感じております。

和田の小規模の問題につきましても、まず1点は、今までの小規模の施設の処理はどういうふうにされたのか、跡地はという点、もう一つは合併槽でそれぞれの関係者のところへ合併槽が今整備されておると。それにもやはり進入路が必要であって、合併槽に対してでもくみ取りをしなければならぬ。そういう問題も起きてきておりますが、やはり十分その辺のことについての詳細なものを、これは建設部も関係しておるとい部分もあろうかと思うし、上下水道課が関係するものだろうと思っておりますけれども、やはりその辺しっかりと住民説明を円滑にされて、そして今後、そういうものは前例として、今後の地域に対しても対応していただきたいということを思っております。

反省点もあろうかと思っておりますけれども、その辺について意見があったら、考え方があったら教えていただきたい。お願いいたします。

○上下水道部長（今村正直君）

まず、和田地区の跡地等に関してですが、下水道管路が埋まっているところは筋骨等ですのでそのまま何も、前の状態で、現在も合併処理浄化槽の放流水を流すために使っておるといところがあります。

また、処理場については全て取壊しをして、更地に今しておるんですが、もともとの所有者の方からその購入というお話も聞いておりますので、それについては粛々と進めていきたいと思っております。

また、進入路等の確保につきましては、これはちょっと上下水道部ではなかなか管轄がし切れないところではありますが、当然くみ取り等、年1回は必ず進入路を使うわけですので、萩原振興事務所等々と相談をしながら、何とか確保できるような方向で進めていきたいと思っております。以上です。

○市長（山内 登君）

あと、こういう合併浄化槽に、このように切り替えていく今後の市の方針みたいなそういうお話でございますが、今、能登半島地震でああいう状況になって、やっぱり下水道の復旧が非常に遅れるという今現実もございます。

我々、そういう意味も含めて、不採算というだけではなくて、いろんなことを総合的に判断すれば、合併浄化槽でできるところはそういう形に進めていくのがいいでしょうし、今後避難所とか、そういうところについても合併浄化槽に転換することも検討をしていかなければならぬの

かなということは今、これからしっかりと協議をしていきたいというふうに思っています。今、現実に地区で要望を、我々の話、説明会をさせていただいているところについても、やはり丁寧に説明しないとイケませんし、ちょっとこれしばらく、皆さんの合意を得るには時間もかかるのかなというふうには思っておりますが、今の能登半島地震の具体的な事実も御説明させていただきながら進めていきたいなと思っております。一軒でもやっぱり反対されますと、それについて強引にやるということはこれはできませんので、皆さんの合意を、本当に少しずつ説明しながら丁寧に進めていきたいというふうに思っております。

ただ、市としてはできるところはやっぱり、そういう不採算プラス災害とかいろいろなことを考えれば、合併浄化槽へ移行する部分も出てくるということで進めていきたいなというふうには思っております。以上です。

#### ○委員（伊藤巖悟君）

今、市長から、今後いろんな面で理解を深めるために検討し、今の能登半島の例も挙げながら今後の対応になるようにという説明がありました。

そこで、先ほど水道部長が言いましたけれども、そういう事情によって変化をして、年に1回くみ取りをするにしても、やはりその道路へは進入しなければならないので、それも総合的に含めてしっかりと計画を立てていってもらいたいというのが、やっぱりそうでないとなかなかこれは、合併浄化槽という問題以前にこの農業集落排水事業が行われるときに28万云々の負担金があって、負担をして、そして随分皆さんに理解を得るための協議を何遍もして、そしてここへこぎ着けたという歴史があります。多分30年ぐらい経過しておるかと思いますが、それを今回また合併浄化槽に換えていくと、こういうことなんで、そのときの事情も加味しながら、しっかりと理解を得るように努力をしてもらいたいということでございます。以上です。

#### ○上下水道部長（今村正直君）

今また、今回の産業経済常任委員会のちょうど協議報告事項でその辺のことについては、経緯等については詳しくお話をさせていただきますし、その中で今は、一番、下水を当初つくるときの加入負担金というお話があったんですが、これも当初の説明とはちょっと方向転換をしまして、いただいたものは全てお返しするという方向で今進めておりますし、その辺についてはまた後ほど説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。以上です。

#### ○委員長（田中喜登君）

協議報告事項の3番でまたその辺の話は、具体的な説明もあろうかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

そのほかございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第35号についての質疑を打ち切ります。

続いて、議第38号 令和6年度下呂市水道事業会計への繰出についてと関連がございますので、議第39号 令和6年度下呂市下水道事業会計への繰出について、説明をお願いいたします。

## ○財務課長（小澤和博君）

議案書の133ページをお開きください。

議第38号 令和6年度下呂市水道事業会計への繰出について、御説明させていただきます。

当案件は、令和6年度一般会計から令和6年度水道事業会計へ1億4,520万7,000円基準外繰り出しすることについて、地方財政法第6条の規定により議決を求めるものです。

水道施設は、市民生活に欠かせないライフライン施設で、市民サービスの安定的な供給は行政の責務であることから、簡易水道事業について、料金収入等の全ての収入でもって経常損失が見込まれるため、繰出総額2億9,225万9,000円のうち1億4,520万7,000円を基準外繰り出しするものです。

続いて、議案書135ページをお開きください。

議第39号 令和6年度下呂市下水道事業会計への繰出について、御説明させていただきます。

令和6年度一般会計から令和6年度下水道事業会計へ2億312万1,000円基準外繰り出しすることについて、地方財政法第6条の規定により議決を求めるものです。

下水道施設は、市民生活に欠かせないライフライン施設で、市民サービスの安定的な供給は行政の責務であることから、料金収入等の全ての収入をもっても経常損失が見込まれるため、繰出総額9億2,797万5,000円のうち2億312万1,000円を基準外繰り出しするものです。

説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

## ○委員長（田中喜登君）

議第38号及び議第39号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

## ○委員（一木良一君）

今、下水道事業の料金収入の全てを充てても不足するということでありましたけれども、今現在未加入、地域によっても違うと思うんですが、未加入は、その割合ですね、大ざっぱにどの程度かお聞きしたいと思います。

## ○下水道課長（谷田部武一君）

下水道区域の接続率は、令和5年4月1日時点で85%となっております。残り15%が、まだ未接続ということになります。以上です。

## ○委員（一木良一君）

85%ということで、相当な加入率ですけれども、特に下呂温泉の町なかで加入率が低いところがあるわけですね。その辺はどういう対応をされておるのか、お聞きします。

## ○上下水道部長（今村正直君）

加入されていない方々に向けて、去年の夏でしたか、全ての御家庭に対して下水道への接続をお願いしますというような文書で案内をさせていただきました。かなり問合せはありましたが、なかなか経済的な理由もあって、切り替えられたという件数は多分少ないとは思いますが、かなり水質の関係、下水道事業の経営というよりも、やはり水質汚濁を防止するために、単独浄化

槽の方は特に下水道に切り替えていただきたいというような文言で通知をさせていただきました。

まだまだ結果はすぐには出ておりませんが、この活動はまた引き続き続けて、呼びかけをしていきたいと思っております。以上です。

○委員（伊藤巖悟君）

ただいまの関連ですけれども、これは合併当時、特に下水道については、湯之島地区が非常に未加入のところが多いと、これはやっぱり企業的な問題もあって云々で、個人の経営への影響力とかいろんなことがあって遅れておるといような答弁を何度もされておるのが現実で、今現在、やっぱりその変化もないということですね、その当時から。

○上下水道部長（今村正直君）

特段、大きく好転したという状況ではありません。以上です。

○委員長（田中喜登君）

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、議第38号及び議第39号についての質疑を打ち切ります。

それでは、当委員会に審査を付託されました議第24号、議第32号から議第35号までの4議案、議第38号及び議第39号、合わせて7議案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

ないようでございますので、以上で議第24号、議第32号から議第35号までの4議案、議第38号及び議第39号、合わせて7議案について討論を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議案について審査が終了しましたので、ただいまから採決を行います。

議第24号 市道の路線変更について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第24号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第32号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第32号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第33号 下呂市道路占用料条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決する

ことに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第33号については全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議第34号 下呂市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第34号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第35号 下呂市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第35号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第38号 令和6年度下呂市水道事業会計への繰出について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第38号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第39号 令和6年度下呂市下水道事業会計への繰出について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第39号については全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に審査を付託されました議案の審査を終了いたします。

午前10時03分 終了